

# 第1回鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会

平成29年5月15日（月）  
鶴岡市役所 4階ロビー

## － 次 第 －

- 1 開 会
- 2 鶴岡市個人情報保護条例の改正について
- 3 平成28年度の実施状況について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

## 鶴岡市個人情報保護条例の改正について

### 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が改正され、地方公共団体が行う独自利用事務についても情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能になったことに伴い、当該情報連携に係る記録の取扱いを法定事務に係る情報提供等記録の取扱いと同様とするため、所要の改正を行ったもの

### 2 改正内容

改正内容は、別紙のとおり。なお、個人情報保護条例における情報提供等記録の取扱いに関する規定については、鶴岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年鶴岡市条例第26号。以下「改正条例」という。）により追加されるものであるが、改正条例が一部未施行（H29.5.30施行予定）であるため、このたびの改正では、改正条例の改正を行い、改正条例の施行時に独自利用事務に係る取扱いを含めた状態で個人情報保護条例が改正されるようにするもの

### 3 施行期日

公布の日（改正条例による改正後の規定は、H29.5.30施行）

## 鶴岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鶴岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例 平成27年9月25日条例第26号</p> <p>第3条 鶴岡市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3号中「第5号」を「第6号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第7条の2第1項ただし書中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)」を加える。</p> <p>第20条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。</p> <p>第30条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。</p> <p>第32条第1項中「とする保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加え、同項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。</p>	<p>○鶴岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例 平成27年9月25日条例第26号</p> <p>第3条 鶴岡市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3号中「第5号」を「第6号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第7条の2第1項ただし書中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)」を加える。</p> <p>第20条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。</p> <p>第30条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。</p> <p>第32条第1項中「とする保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。</p>

鶴岡市個人情報保護条例新旧対照表（第3条関係） ※       部分は、本改正条例による改正部分

改正後	改正前	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鶴岡市情報公開条例（平成17年鶴岡市条例第8号）第2条第2号に規定する公文書をいう。<u>第6号</u>において同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第7条の2 実施機関は、個人情報取扱業務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために保有特定個人情報（<u>情報提供等記録を除く。次項において同じ。</u>）を自ら利用する必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鶴岡市情報公開条例（平成17年鶴岡市条例第8号）第2条第2号に規定する公文書をいう。<u>第5号</u>において同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第7条の2 実施機関は、個人情報取扱業務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために保有特定個人情報を自ら利用する必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の記録のこと。</p> <p><u>（独自利用事務に係る情報連携に関して番号法において準用する場合を含む。）</u></p> <p>情報提供等記録については、目的外の利用は一切不可</p>

改正後	改正前	備考
<p>2・3 (略)</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第30条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第30条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>情報提供等記録に係る開示請求については、事案の移送を認めないこととするもの(情報提供等記録が作成される場合は法により明確にされており、事案を移送する正当な理由が想定されないため)</p> <p>情報提供等記録を訂正した場合の通知先については、当該記録を保有している総務大臣(情報提供ネットワークシステムの管理者)及び情報照会者又は情報提供者(条例関係事務情報照会者又は条例関係事務情報提供者)とするもの</p> <p>情報提供等記録については、利用停止請求を認めないこととするもの(①そもそも条例等の規定に違反して取得、利用又は提供されることが想定されない、②</p>

改正後	改正前	備考
<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条の規定に違反して取得されているとき、第7条第1項若しくは第2項若しくは第7条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法<u>第28条第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) 第6条の規定に違反して取得されているとき、第7条第1項若しくは第2項若しくは第7条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法<u>第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないか等を確認するために情報提供等記録を利用する必要性が極めて高いため)</p>

※番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日 → H29.5.30

## 資料2

### 鶴岡市情報公開・個人情報保護条例の平成28年度施行状況一覧

#### 【情報公開】

実施機関名	開示請求件数	開示決定等の件数	不服申立て件数
市長	22件 ※内訳 総務部 3件 市民部 7件 農林水産部 2件 建設部 9件 温海庁舎 1件	全部開示 16件(41)	0件
		部分開示 10件(159)	
		不開示 3件(－)	
教育委員会	3件	全部開示 0件(－)	0件
		部分開示 3件(125)	
		不開示 0件(－)	
選挙管理委員会	—	—	—
監査委員	—	—	—
農業委員会	—	—	—
固定資産評価審査委員会	—	—	—
荘内病院	—	—	—
消防	—	—	—
議会	12件	全部開示 4件(4)	0件
		部分開示 10件(42)	
		不開示 0件(－)	
合計	37件	全部開示 20件(45)	0件
		部分開示 23件(326)	
		不開示 3件(－)	

#### 【個人情報保護】

実施機関名	開示請求件数	開示決定等の件数	不服申立て件数
市長	4件 ※内訳 市民部・健康福祉部・ 農林水産部・櫛引庁舎 各1件	全部開示 2件(11)	0件
		部分開示 2件(2)	
		不開示 1件(－)	
合計	4件	全部開示 2件(11)	0件
		部分開示 2件(2)	
		不開示 1件(－)	

※ ( )内は対象となった公文書の数